平成２９年（フ）第１９４１号
札幌市手稲区富丘２条７丁目１番23―102号
債務者　清水　雄二
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６６号
埼玉県飯能市仲町12番15―301号
債務者　綿貫惠美子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９号
三重県松阪市若葉町163番地　松阪市営住宅Ｃ１―31
債務者　新田　久巳
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小黒　智広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２４８号
金沢市諸江町中丁102番地２　エスポワールＭＮ201号、従前の住所金沢市北安江２丁目25番12号（従前々の住所）鹿児島市小松原１丁目58番21号
債務者　石村　昌之
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
金沢地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０６号
北海道小樽市真栄１丁目15番６号、住民票上の住所北海道小樽市最上１丁目16番９号　安田アパート１階２号室
債務者　水沢　朋子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７０５号
仙台市太白区鈎取本町２丁目５番23号
債務者　戸田　優子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３０号
宮城県多賀城市山王字山王四区193番地の４ガルテン山王参番館101号
債務者　伊藤えい子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５９号
仙台市宮城野区新田１丁目４番17号　セラヴィエール新田203
債務者　岡田　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
秋田県大館市字水門前119番地、２―11号市営住宅
債務者　竹村　弘子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１１９号
福島県郡山市富久山町久保田字久保田39番地の２、従前の住所東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目54番地43　Ｅ―フェリーチェ102号
債務者　國分　香織
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
群馬県桐生市相生町２丁目536番地の１　グランドハイツ１号室
債務者　伊藤　香織
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６９２号
千葉県松戸市幸谷117番地の９
債務者　森本久美子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７１１号
千葉県松戸市新松戸２丁目88番地　シリウス新松戸102号
債務者　藤田　雅文
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５４号
長野県上田市中之条1095番地134　ラフィーネ95　Ｓ102号
債務者　工藤　真也
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６０号
長野県千曲市大字上山田2369番地
債務者　前島　春雄（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第８５号
長野県上田市神畑1025番地１　生山荘202号
債務者　畑佐　久美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部